



# 注釈の一覧 第5回添削済答案②（民法）.pdf

ページ :1

|                                                                                                                       |                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| <input type="checkbox"/> 番号 :1                                                                                        | 日付 :2024/05/14 12:22:59 |
| 番号 :2 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈 日付 :2024/03/29 8:52:38<br>土地と建物の所有権帰属の指摘に配点があります。                                        |                         |
| 番号 :3 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈 日付 :2024/03/29 8:43:20<br>(2)1 文目は何のための記載でしょうか。                                          |                         |
| 番号 :4 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈 日付 :2024/03/29 8:55:38<br>出来れば条文の文言で論じましょう。                                              |                         |
| 番号 :5 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈 日付 :2024/03/29 8:53:42<br>建物建築請負に限定した話なのでは？判例の射程を説明できますか。                                |                         |
| 番号 :6 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈 日付 :2024/03/29 8:52:26<br>これを言われてしまうと、では、契約日10%の段階、着工日40%の段階、棟上げ時40%の段階のどこでという話になる気がします。 |                         |

| 科目名 | 受講クラス | 学籍番号 | 氏名 | 座席 |
|-----|-------|------|----|----|
|     |       |      |    |    |

1 欠陥品であった。我が国に於いて、震度5弱の地震が起るとして想定されるべきであり、一層、耐震性は全ての建物に於いて要求されるべきである。したがって、甲建物は、本来有すべき安全性を欠くといえ、案件④は充足しない。

イ、Cは本件事故発生後、本件事故に於いて、落下した甲建物の一部に於いて、負傷し、治療費、支出と余剰を収めた。この事実が、損害の発生と因果関係を認めるに足りる。案件②、④は充足される。

ウ、ア、本件事故時に甲建物の所有権は、甲がAに別荘渡り、甲が占有者として甲が施工管理に於いていたBであるという、Bに損失が生じたといえる。案件②

(1) 損失の予見可能性と因果関係の結果回避義務違反である。ア、イ、ウ、損害発生につき、予見可能性がなければ、因果関係は否定される。

イ、本件において、甲の建築資材の欠陥は本件事故の突発的な調査を通じて初めて発見されたものである。建設当時、Bは欠陥は、建築資材の欠陥に起因する事故が起るとして、予見することはできなかったといえる。したがって、Bに回復義務はなく、案件④は充足しない。

(4) 以上より、Cの請求は認められない。

第2 設問2に於いて、

1. Ha主張

(1) Haは、本件売買契約に於いて、乙建物の譲渡が完了として、605条の2第1項に於いて、貸借人、地位、移転を主張する。

3 ページ

(2) 605条の2第1項に於いて、貸借人、地位、移転が認められるためには、①不動産605条の2第1項に於いて、賃貸借契約が成立していること。②不動産が譲渡されたこと。③当該不動産と賃借人に対するために、605条の2第3項に於いて、当該不動産について、所有権移転登記がされていること。要するに、①

(3) 本件賃貸借契約。目的不動産である乙建物について、DがEに譲渡したとされているが、債権借主がDであり、建物賃貸借契約要件が備えられている。したがって、案件①は充足される。本件売買契約に基づき、乙所有権はHに移転し、同月20日、所有権移転登記が完了しているという。②、③も充足される。

以上からHa主張である。

2. Fa主張

(1) FaはFに於いて、本件賃貸借契約に基づき、賃料債権は、本件賃貸借契約に基づきF自身に帰属しているが、賃料の支払に際しては、Fが主張する。

(2) ア、本件賃貸借契約は有効である。将来債権譲渡の一般的有効性の問題はない。案件③

(1) 将来債権譲渡の有効であることは、①目的債権が特定されていること。②当該譲渡が公共秩序に反するものではないこと。が必要である。

(2) 本件譲渡契約において、目的債権は「本件賃貸借契約に係る同年9月分より平成40年9月までの賃料債権」と表示されている。案件④

※解答は左ページから書き始めてください。

4 ページ

裏面へ

## ページ 2

- 
- 番号 : 1 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/03/29 8:59:15  
3項は不要と思います。  
E景に対する対抗の問題でしょうか。
- 
- 番号 : 2 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/03/29 8:57:18  
「占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたとき」とは、「その種の占有者として通常尽くすべき注意」と解されています。  
同じこと言っているのかもしれませんが、それ用に準備下さい。
- 
- 番号 : 3 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/03/29 9:00:25  
466の6を指摘下さい。
- 
- 番号 : 4 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/03/29 9:01:11  
「表示」？
- 
- 番号 : 5 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/03/29 8:57:55  
項まで。
-

ページ

Figure 1: U.S. should take action to reduce global warming. The graph shows that the majority of respondents believe the U.S. should take action to reduce global warming, with the percentage of respondents who believe this increasing from 75% in 1997 to 85% in 2004. The percentage of respondents who believe the U.S. should not take action to reduce global warming decreased from 25% in 1997 to 15% in 2004.

---

番号 : 1 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/03/29 9:02:53  
この当てはめは誤りと思います。  
将来債権譲渡の公序良俗違反の判断は、他の債権者との関係で論じられるものではありません。

---

番号 : 2 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/03/29 9:03:09  
466の6Ⅲを指摘下さい。

---

番号 : 3 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/03/29 9:16:17  
考えようとする姿勢があるのは結構です。  
条文上の理由、理論上の理由、結論の妥当性を分けて考えて、より精度を上げれるようにしましょう。



---

番号 :1 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈 日付 :2024/03/29 9:17:32

---

この当てはめでは、「どのような認識と実際の間で齟齬が生じているか」を明確にするよう意識下さい。